

第14回 下関市まち・ひと・しごと創生推進会議

日 時 令和7年（2025年）1月17日（金）14：30～

場 所 下関市役所 5階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 総合政策部長挨拶
- 3 委員自己紹介 （前回出席者以外）
- 4 第3期下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 5 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金・地方創生型）について
- 6 閉 会

配布資料

1. 次 第
 2. 座 席 表
 3. 委員名簿
 4. 要 綱
- | | |
|-------|--|
| 【資料1】 | 第3期下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案） |
| 【資料2】 | 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金・地方創生型）
交付金事業「ホテル誘致を起爆剤とした官民協働でのエリア再生」 |
| 【資料3】 | （総合政策部共創イノベーション課） |

■ 下関市まち・ひと・しごと創生推進会議 委員名簿

令和6年8月より3年間（敬称略）

	所属団体	役職	氏名
1	一般財団法人 下関21世紀協会	理事長	中野 秀行
2	一般社団法人 下関青年会議所	理事長	津田 清彦
3	特定非営利活動法人 下関子ども・子育てネット	理事	桑畑 洋一郎
4	下関商工会議所	事務局長	宇原 泰司
5	下関市商工会青年部	常任委員	堤 瑞希
6	山口県農業協同組合 下関統括本部女性部	部長	藤田 幸枝
7	山口県下関県民局	局長	渡壁 敏
8	公立大学法人 下関市立大学	副学長	杉浦 勝章
9	株式会社 みなと山口合同新聞社	山口新聞編集局長	石田 晋作
10	株式会社 コミュニティエフエム下関	代表取締役会長	富永 洋一
11	一般財団法人 山口経済研究所	調査研究部長	能野 昌剛
12	山口銀行	営業統括部長	原田 孝志
13	西中国信用金庫	営業統括部長 兼 地域サポート部長	山本 剛士
14	日本政策金融公庫 下関支店	支店長兼中小企業事業統轄	堂脇 慎
15	下関公共職業安定所	業務部長	宮本 誠
16	山口県中小企業診断協会	理事	阪本 和幸
17	下関市スマートシティ推進協議会	地域おこし協力隊	平岡 祐二
オブザーバー	中国財務局 山口財務事務所	所長	津田 展稔

下関市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

平成 27 年 4 月 15 日 制定

(目的)

第 1 条 下関市におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 1 条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第 10 条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、下関市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(会議内容)

第 2 条 推進会議の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略策定のための意見・提言
- (2) 総合戦略に基づいて実施した施策及び事業の効果検証並びに総合戦略改訂のための意見・提言
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、市民をはじめ、産業関係、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関の代表者及びその他市長が必要と認める者から構成する。ただし、総合戦略の改訂等により、必要に応じて委員の構成を変更する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、前条第 2 項ただし書きの規定による場合は、この限りではない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任はこれを妨げない。

(会議)

第 5 条 推進会議は、市長が招集する。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、下関市総合政策部企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。